令和８年１１月１０日
中　央　図　書　館

施設利用諸経費の支払い遅延の発生について

１．概要

図書館カウンターの施設利用における諸経費（電気代及び廃棄物処理料）については、担当の地域図書館が建物使用貸借契約書（以下、「契約書」という。）に基づき毎月支払いを行っているが、令和８年７月分の請求（３９,４７７円）について、支払期限後に未払いであることが判明した。

※契約相手方の要望により社名等は掲載していない。

２．経過

当該地域図書館における担当者が、８月１０日に諸経費に関する契約相手方からの請求書を受領し、財務会計システムにて支払いに係る入力処理を行ったが、支払期限後に会計課よりシステムの決裁処理が未完了であるとの指摘を受けた。確認の結果、システム上での処理が一時保存の状態に留まっており、回付処理が行われていなかったことが判明したため、直ちに契約相手方に謝罪のうえ支出処理を進め、９月２８日に支払いを完了させた。

支払期限は請求日から３０日後の９月９日であることから、支払完了日までの２０日間に対して、契約書の条項等に基づき、遅延損害金３００円が生じるが、契約相手方より請求しない旨の意向が示されたため、支払いは発生しなかった。

３．発生の原因

直接の原因は、担当者が同施設の利用等に係る複数の支出事務を行っている中で、本件の支出処理は完了したものと誤認し、実際の進捗状況の確認を十分に行っていなかったことにあるが、それらの支出事務に係る一連の進捗を複数人で確認できる体制が十分でなかったことも、事故を防止できなかった要因である。

４．今後の再発防止策

当面の対応として、本件発覚後の館長会等を通じて、全館において、同様の事故防止に向けた確認の徹底や、教育委員会で実施する会計事故防止研修へ参加することで、適正な事務執行の徹底と意識の向上を図っている。

併せて、今後、各館において支出に係る事務の進捗を組織的に共有できるような仕組みを構築し、より確実な再発防止につなげていけるよう、中央図書館を中心に早急に取組みを進める。